

第28回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成27年5月22日(金)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名
 - 1番 山口 忠雄
 - 2番 関 憲夫
 - 3番 高浦 芳一
 - 4番 篠原 覚
 - 5番 柳井 進
 - 6番 渡邊 久芝
 - 7番 渡邊 邦男
 - 8番 積田 雅美
 - 9番 佐久間 政男
 - 10番 多田 總一郎
 - 11番 山下 和彦
 - 12番 宮嶋 十郎
 - 13番 中川 喜一郎
 - 14番 板倉 保
 - 15番 佐久間 正夫
 - 16番 奥野 政義
 - 17番 峯下 健次
 - 19番 佐久間 保夫
 - 20番 地引 正和
 - 21番 御園 豊
 - 22番 葛田 吉弥
 - 24番 渡邊 喜一
 - 25番 笹生 猛
 - 26番 藤井 幸光
 - 27番 佐久間 清
- 5 欠席委員 1名
 - 18番 川名 康夫
- 6 出席事務局職員 4名
 - 佐久間事務局長
 - 在原副参事
 - 鈴木主幹
 - 高品副主査

開 会

平成27年5月22日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第28回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、26名中25名出席でございます。会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名委員。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

9番、佐久間政男委員、10番、多田總一郎委員を指名いたします。どうぞよろしく申し上げます。

議案第1号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認の件

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認についてを議題といたします。

議案第1号については、事業を所管しております農林振興課より説明をお願いします。

○農林振興課（川邊孝昭君） 皆さん、こんにちは。農林振興課の農政班長の川邊と申します。議案第1号につきましては、私のほうからご説明させていただきたいと思っております。着席にて失礼させていただきます。

それでは、お手元の資料を見ていただきたいと思います。議案第1号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認についてということでございます。2ページ目をごらんいただきたいと思います。今回提案理由でございますけれども、5月11日付で袖ヶ浦市の市長である出口清よりこのことについて農業委員会の承認を求めていますので、させていただいたものでございますが、そもそもこちらにつきましては、実施団体でございます君津市農業協同組合が規程の変更を予定しており、市のほうへ申請があったものでございます。変更に当たりましては、根拠法令となります農業経営基盤強化促進法の規定により、あらかじめ農業委員会の決定を経なければならないとされております。このため、本日は皆様にご審議をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、これから変更内容についてご説明申し上げますが、その前に農地利用集積円滑化事業の概要のほうをまずご説明させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、事業内容については、農地を貸したい、売りたいと考えている農地所有者にかわり、農地利用集積円滑化団体、君津市農協が受け手となる担い手などを探し、貸し付け等を行う仲介事業でございます。事業については2種類ございまして、農地所有者代理事業と農地売買等事業がございます。なお、農地売買等事業ですけれども、売買事業は実施せず、貸借事業のみの実施となります。

この2つの事業の主な違いでございますけれども、君津市農協が受け手となる担い手を探す間、農地を所有者から借り受けて探すか借り受けせずに探すかが違いとなります。所有者代理事業につきま

しては、農地所有者から農地を借り受けずに借り受け先、売買先を探します。売買等事業につきましては、農協が一旦農地を借り受けて、借り受け先となる相手先を探すものでございます。なお、円滑化事業におきましては、所有者代理事業を主たる事業として農協のほうは取り組んでおります。

それでは、変更内容につきましてご説明申し上げます。変更理由書3ページをごらんいただきたいと思っております。根拠法令であります農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことに伴いまして、農地中間管理事業が創設され、農地保有合理化事業が廃止されたことによるものでございます。なお、国から規定の例が示されており、その例を参考に変更するものでございます。

ここで農地中間管理事業と農地保有合理化事業という単語が出てきましたので、これについても概略ですが、ご説明申し上げたいと思っております。こちらにつきましても、農地の貸し借りなどの仲介事業でございます。農地中間管理事業につきましては、実施主体が千葉県園芸協会になりますが、その園芸協会さんが農地を借り受けて担い手に貸す事業を主な事業としております。廃止となりました農地保有合理化事業につきましては、千葉県水産振興公社が実施主体でございました。そちらにつきましては、貸し借りもありますが、主に農地の売買事業を中心に実施していた団体でございます。

それでは、今回の変更内容について具体的にご説明申し上げます。4ページをごらんいただきたいと思っております。変更部分につきましては、下線で示させていただいております。右側が現行、左側が変更案となります。今回の変更でございますが、円滑化事業の事業内容を変更するものではなく、語句の変更を図るものでございます。

まず、第4条からご説明申し上げます。こちらの条文は、事業実施に当たっての調整等を図る条文となっております。第1項でございますけれども、「農地保有合理化法人」という語句を「農地中間管理機構」へ表記を変更いたします。

また、その2行下に「県農業大学校」とございますが、これを「県立農業大学校」と正しく表記を変更するものでございます。

続きまして、次の第2項でございますけれども、同じく「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」へ表記を変更し、また実施事業の名称につきましてあわせて変更するものでございます。

なお、実施事業の中で特例事業とございますのは、中間管理機構が農地を購入し、担い手へ売却または貸し出しを行うものでございます。農地中間管理事業といえますのは、中間管理機構が農地を借り受けて担い手に貸し出しするものでございます。

次に、第2章、所有者代理事業の第11条でございますけれども、こちらは貸し付け等の相手方の条文となります。第2項でございますが、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」へ表記を変更するものでございます。

こちらの内容ですけれども、第1項が省略されておりますが、貸付先の相手方として、第1項では地域の認定農業者等を優先する条文となっております。第2項では、農地中間管理機構を通じて貸し借り等を希望する場合は、認定農業者ではなく、中間管理機構を貸し付けを行う相手方とすることが

できるというような条文となります。

次に、第12条でございますけれども、それと第22条及び第24条でございますが、こちらは「経営構造対策」という語句を削除するものでございます。その理由としましては、国で示された例から語句が削除されたため、整合を図るものでございます。

それでは、第12条のご説明を申し上げます。先ほどの第11条のご説明の理由と同じように、貸し付けの相手方の定めによらず、農業農村整備事業などの実施のため、いわゆる土地改良事業等のため必要があるときは、認定農業者や農地中間管理機構以外の農業者、ほかの農業者にも貸し付けができるという条文となっております。

次に、第22条でございます。こちらにつきましては、ちょっと条文が飛んでいますが、第3章に入りまして、農地売買等事業の条文となります。第21条が省略されておりますけれども、第21条は貸し付けの相手先として地域の認定農業者等を優先する条文となっております。この第22条では、土地改良事業などの農業農村整備事業、これを実施する必要があるときは、認定農業者以外の農業者の方にも貸し付けができるというような内容となっております。

次に、第24条でございますけれども、未墾地の取得等ということでございますが、こちらは土地改良事業等により農地以外の土地を農地として土地改良する場合に、それが確実に見込まれる土地につきましては円滑化事業により借り受けをすることができるというような内容でございます。

最後に、附則の追加となります。附則1ということで、この規程の変更につきましては、君津市、袖ヶ浦市、富津市のそれぞれの市長の承認があった日のうち最後の承認の日から施行するということになっております。同じ君津市農協の管内である君津市、富津市におかれましても、5月の農業委員会総会でご審議いただくというふうに伺っております。

以上が今回の変更規程の説明でございます。

○議長（中川喜一郎君） ご苦労さまでした。

それでは、今の説明に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決いたしました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案の5ページをごらんください。本件は、平成27年4月17日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は遠方のため耕作できないとのこと。譲受人は、自宅に隣接する農地であり、耕作するのに便利であることから、取得したいとのこと。

会議資料1ページの位置図をごらんください。場所は、神納字石塚台です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、耕作されておりました。

現地調査につきましては、神納でございますが、坂戸市場に近接していることから、地引委員に現地調査をお願いいたしました。総会資料2ページに木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。貸付地がありますが、従前から貸し付けている農地で、現在も継続して借受人が耕作しているとのこと。農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われ。農作業常時従事要件につきましては、世帯で160日とのこと。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。近隣に農地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

5月15日に代理人の さんと現地を見ました。今事務局のほうから言われたように、非常にきれいに耕作されております。先月4月にもこの近隣の田んぼを買うということで、先ほど言われましたように、 さんは遠方で、 さんが隣、宅地に囲まれているところでございますので、きれいに耕作されております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたしますが、議案第2号の2につきましては委員本人にかかわる案件でありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

〔 番 君退席〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第2号の2についてご説明申し上げます。議案の5ページをごらんください。本件は、平成27年4月17日付で提出がありました。申請内容につきましては、場所は大曾根字内町、字五反目です。

総会資料3ページの位置図をごらんください。申請地は、浮戸川上流3期地区土地改良事業区域内とのことです。譲受人においては、土地改良事業に伴う農地の集約化、効率化を図るため、購入したいとのことです。譲渡人においては、高齢のため耕作できないとのことから、譲りたいとのことです。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作されておりました。総会資料4ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。貸付地がありますが、畑で、農業経営基盤強化促進法による利用集積により農地の集約に協力しているものとのことです。農機具については、農用トラック、耕運機を所有しており、水の管理や草刈り等はみずから行い、機械作業や刈り入れ等については委託しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で310日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、現経営耕地面積は4,175平方メートルであります。今回の申請面積3,704平方メートルを取得しますと7,879平方メートルとなり、50アール要件を満たします。今後も地域の基準に従って耕作するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、渡邊邦男委員。

○7番（渡邊邦男君） 7番、渡邊です。

5月18日午後5時20分に譲受人と合流して現地を調査してまいりました。申請地は、ラ
イスセンターより圏央道を挟んで西側150メートルのところのところに1件ありまして、トウモロコシの作付
をしてあり、きれいに耕作されていました。また、センターを挟んで斜め側400メートルほどのとこ
ろに3件あり、稲の作付が終わり、きれいに耕作されていました。譲渡人が高齢のために耕作ができ
ないということで、話が譲受人にあり、基盤整備事業も控えており、農地の集約、効率化のために話
しがまとまり、耕作は地元の認定農業者の方に作業をしていただくそうです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

〔 番 君着席〕

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号の3についてを議題といたしますが、議案第2号の3につ
いては委員の家族にかかわる案件でありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できま
せんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

〔 番 君退席〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第2号の3についてを議題といたします。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案の6ページをごらんください。本件は、平成27年4月30日付で提出がありました。申請内容に
つきましては、譲渡人は農業を廃止したいとのことから、譲り渡しの申し出をしたところ、譲受人に
おいては、近隣に所有地があり、耕作するのに便利であり、規模拡大ができることから、申し出を受
けたいとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、野里字下永府、字上永府、字東中溝です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作管理等されておりました。総会資料6ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、狭小で耕作に向かない土地とのことです。農機具については、トラクター、田植え機、コンバイン、農用車を所有しており、もみすり、乾燥機等については委託しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で250日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。取得する田の周囲は水稻地帯であり、取得後も水稻を作付していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、佐久間政男委員。

○9番（佐久間政男君） 9番、佐久間です。

5月15日午後4時30分ごろ、代理人の 株式会社の さんと譲受人の さんと現地を確認いたしました。現地は、資料5ページをごらんのとおり、5筆ですけれども、5筆のうち4筆は水稻が作付され、きれいな状態でした。1筆は休耕で、耕うんされ、きれいな状態でした。内容につきましては、ほぼ事務局の説明のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定いたします。

〔 番 君着席〕

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号の4についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第2号の4についてご説明申し上げます。議案の7ページをごらんください。本件は、平成27年4月23日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は体調不良により耕作できないとのこと。譲受人は、自作地に隣接する農地であり、耕作するのに便利であることから、申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図をごらんください。場所は吉野田です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作されておりました。総会資料8ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法により農地の集積に協力しているものとのこと。農機具については、トラクター、耕運機、農用車を所有しており、田植え機、コンバイン、乾燥機等については借用により作業しているとのこと。農作業常時従事要件につきましては、世帯で170日とのこと。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。隣に耕作地があり、今後も水稻を作付していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番（柳井進君） 5番、柳井です。川名委員より現地確認の報告を受けましたので、ここに発表いたします。

5月19日13時22分、現地で さんの説明を受けました。現地の状態は、水稻が植えられて、農地として利用されています。 さんの所有農地に隣接しているので、便利なため今回の申請となりました。トラクターは所有しているが、田植え、刈り取りは下宮田の さんに頼んでいます。これからもできる限り耕作したいとのこと。ちなみに さんは離農の方向とのこと。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

高浦委員。

○3番(高浦芳一君) 3番、高浦です。3点ほどお話をさせていただきます。

まず1点ですけれども、 さん、総会資料の7ページにある地図上で言うと一番下のほうにある さん、このお宅ですかね。

○事務局(鈴木良宏君) になりますので、 と書かれてあると思いますけれども、ちょうどそこところがご自宅になるかと思います。

○3番(高浦芳一君) ありがとうございます。

もう一点、離農するというようなご説明をいただきましたけれども、この さんはほかに農地はどのくらいお持ちなのでしょう。

最後に、川名委員からの代理でのご説明をいただきましたけれども、たしか川名委員からの今のようない代理説明は前々回にもあったような記憶があります。2回ほど前ですね。本日残念ながら欠席されているようだけれども、代理をお願いしなければいけないような状況についてちょっと教えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(鈴木良宏君) さんの経営耕地面積ですけれども、6,643平方メートルございます。

もう一点、代読の話でございますが、川名委員は本日欠席ということになりましたので、柳井委員にお願いをされているという形になります。

○3番(高浦芳一君) いろいろな経過があってこのような段取りをされたと思うのですけれども、川名委員の農業委員としての対応については、これまで農業委員会の総会の中でいろいろな意見、質問、対応の要望等がなされてきております中では、今回の事例については、詳細はわかりませんが、私が先ほどどのような経過だったのかということについては事務局からも説明がなかったもので、何ともお話しづらいのですけれども、適切に農業委員としては、人に委ねるのではなくて、ご自身で対応していただけるようお願いをしたいと思います。審議の関係については、直接かかりませんが、今のような私の意見を述べさせていただきます。

○議長(中川喜一郎君) ほかに討論のある方おられますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) ほかに討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決に移ります。

議案第2号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。

議案第3号整理番号1についてご説明いたします。議案8ページをごらんください。本件は、市内の個人が市内在住の親族である所有者から申請地を使用貸借により借り受けし、専用住宅に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利等、議案記載のとおりです。なお、本件については、平成27年5月7日に申請書の提出がされております。

総会資料9ページをごらんください。申請地は、昭和中学校の南側、直線距離で約400メートルに位置し、市街化調整区域であります。宅地化の進行がされている区域に隣接し、住宅、農地の混在することから、第2種農地と判断されます。土地利用については、総会資料10ページのとおりでございます。

今回の申請においては、農地2,888平方メートルのうち市道側を市道に隣接する形で197.28平方メートル転用いたします。排水については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、道路側溝へ、雨水については、雨水浸透ますを設置し、宅内処理し、オーバーフロー分を道路側溝へ放流する計画となっております。総会資料11ページに現地の写真が添付されております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番(多田總一郎君) 10番、多田です。

本件は、神納昭和通りから南側に50メートル進行した畑、地番で 番地の一部に住宅を建築しようとする案件です。去る15日午前10時、代理人に現地で説明を受け、 さんから、息子夫婦は現在アパートに入居しているが、子供が生まれ、手狭になったため、自分たちの家が持ちたい、また自立したいとの思いから、このような状況に至ったものです。特に問題はないと思います。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) 24番の渡邊ですけれども、大したことではないのだけれども、この番地の

というのは、これは例えば集合住宅の名前を言っているのですか。それをちょっと教

えてください。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

申請者の住所の なのですが、現在お住まいの恐らくアパートだと思うのですが、アパートの部屋番号になります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 8番、積田委員。

○8番（積田雅美君） この面積なのですから、利用実面積と現況面積、197.28が2,888になるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、お願いします。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案書のほうで見ていただきたいと思うのですが、下の段、現況が2,888平方メートルで、上のほうが利用面積となっております、2,888平方メートルのうち197.28平方メートルを利用するような計画となっております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2についてを議題といたしますが、議案第3号の2及び議案第3号の3については、関連がありますので、議案第3号の2及び議案第3号の3について一括して事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第3号の整理番号2及び3について、関連から一括にてご説明いたします。

整理番号3については、障害者福祉施設用地への転用申請であり、前回4月の総会からの継続審議

案件であります。また、整理番号2については、その申請に関連した当該地の前許可の計画変更となっております。

まず、整理番号2ですが、議案8ページをごらんください。前回4月の総会時に整理番号3の障害者福祉施設への転用申請において、申請地が昭和48年に資材置き場として転用許可を受けていることから、その許可の有効性に関する事、また農振区域となった経緯の確認から継続審議となっております。その中で、昭和48年に受けた許可については現在も有効であるとのことから、当初計画の資材置き場から障害者福祉施設用地へ計画を変更することとし、計画変更承認申請書の提出がされたものであります。

また、申請地が農振区域となった経緯については、昭和48年の資材置き場への転用許可を受けたときには農振区域を外れていましたが、その後の区域の見直しに際し、埋め立ては行われていたが、資材置き場になっていなかったことから、農地と判断し、農振区域になったとのことでした。

次に、整理番号3ですが、こちらは障害者福祉施設用地への転用に関するものであります。前回4月にも説明させていただいておりますが、再度概要を説明させていただきます。議案8ページをごらんください。本件は、市内の法人が木更津市在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地2筆2,012平方メートルの計画区域内に障害者福祉施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、平川行政センター、JR久留里線東横田駅の東側約450メートルに位置し、南側にJR久留里線の線路、また住宅地に分断される第2種農地であると判断されます。

総会資料13ページに今回の障害者福祉施設の土地利用計画の図面を添付しておりますが、建築面積385.06平方メートルの平家建て建物1棟、駐車場、庭から成る計画であります。排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽により処理し、地先の排水路に放流し、雨水については、抑制施設を設置し、同じく地先の排水路に放流する計画であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第3号の整理番号2及び3について、関連から一括にて報告いたします。なお、整理番号3については、前回4月からの継続審議案件でございます。

本件については、譲受人が譲渡人から売買により取得し、障害者福祉施設用地に転用しようとするものであります。整理番号3の障害者福祉施設への転用については、4月に現地調査、申請人ほかに

よる説明を受け、審議を行っており、その中で、申請地において昭和48年に受けた資材置き場としての転用許可の有効性、また許可後に農振区域となっていた経緯の確認のため継続審査となっていたことから、それらについて私と副委員長が事務局から説明を受け、各委員には文書による判断をいただきましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、申請地において昭和48年に受けた転用許可について千葉県君津農業事務所に確認したところ、資材置き場として受けた許可は現在も有効であることから、今回の障害者福祉施設用地への転用は資材置き場への許可を変更することが望ましいとの指示があり、議案第3号の整理番号2にある計画変更申請書の提出がされ、確認をいたしました。

また、申請地が農振区域となった経緯については、昭和48年の転用許可のときには農振区域から除外されていたが、その後の農振区域の見直しにおいて、埋め立ては行っていたが、資材置き場となっていない。畑として見ることができた状況から、農振区域に編入されたとのことでした。現在は、農振区域の変更協議により、農振区域から除外されています。

以上のとおり、継続審議として確認すべき事項について説明を受け、その内容を各運営委員に文書にて通知し、判断いただいたところ、議案第3号整理番号2及び3については許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の2及び議案第3号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2及び議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

議案第4号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）を議題といたします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案9ページをごらんください。本件は、平成27年4月30日付で提出がありました。本件は、千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受適格証明書の発行に係る案件で、入札期間は平成27年6月10日から平成27年6月17日までです。

総会資料15ページの位置図をごらんください。場所は神納字大窪です。現地は畑で、耕作されておりました。本件は、農地の取得でありますので、農地法第3条の許可の申請について、許可相当であるかあわせて審議をお願いします。

申請内容につきましては、譲受人においては、農業経営の拡大のため取得したいとのことです。総会資料16ページに木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具については、耕運機、農用車、草刈り機、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しており、もみすり機、乾燥機等については借用しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で1,000日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。取得後は、近隣の農業経営者と協力し、地域の農地利用調整に努め、農薬の使用方法についても、地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） きノウ私が畑から昼間帰ってきたら11時半ごろ、うちの庭に老人夫婦のような方が2人いまして、実はあした会議らしいので、きょうじゅうに宮嶋さんのところへ行ってくれと言われたので、来ましたと。きノウ来たのですよ。それで、11時半から12時半ごろまで畑に行って実態を聞きました。16ページに世帯従事者の状況とか人の名前が書いてあるので、そこを見てください。

、一番下のほうですね。この方が木更津市長須賀で250人の地権者を集めて田んぼ170町歩の区画整理組合、準備組合を立ち上げた。この面積は、袖ヶ浦の北口開発と同じぐらいの面積があるそうです。

と一緒に事業を進める計画だったが、先々の景気見通し不明のため、が手を引いてしまった。結果、準備組合も解散することになり、そこまでの経費の支払いのため、農地7反を競売にけることになったが、ここ神納の畑は手放したくないので、氏歳、この方が買い戻す計画です。現在キャベツの収穫中であります。農作業は、歳、歳、歳、歳が年間250日、袖ヶ浦市内に約1町4反作付しています。あと、木更津市の農業委員会からも証明されておりますし、袖ヶ浦からもこれで許可してもらえれば、さんは今度の競売に参加して買い戻すことができるという話です。

この神納の畑は、昭和42年に購入したものです。この地図、その前の15ページを見ると、この申請地のところ、濃くしてある畑があるのですが、ここがキャベツをつくっております。それから、手前の3枚目の畑、これも自分の土地です。これも昭和42年に買ったものです。

以上です。皆様のご審査よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、この図面だけだと、大曾根の人間にはこれがどこなのか全然わからないのだけれども、何か主要な目ぼしい例えば学校の近くとか云々とか、そういう説明があるといいのですけれども、全然わからない、この場所が。

○議長（中川喜一郎君） 宮嶋委員。

○12番（宮嶋十郎君） ここは畑仕事をやるにはふさわしいところで、本人も手放したくないと言っているほど、この右も左も前も後ろも全部畑です。だから、目印をどこにするかといったら、この地図で言うと、前のグラウンドがあった、この右の中央よりも若干下にありますよね。の花をつくっているところなのですが、これを基準にここをこう行ったところのこうだなというふうにある程度見通しをつけてもらって見るしかないです、その周り中全部畑ですから。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、どうぞ。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

ご質問の位置の特定のことなのですが、確かに地図というのが目印になるものを置かないと、周辺の方は理解できても、初めて見る方なんかは理解できないと思いますので、今後の総会において資料をつくるときには、その目印の入った形で場所が特定できるような図面の添付をさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号の1については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

議案第5号 平成27年度第2次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成27年度第2次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第5号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が6件で、151.93アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）6ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請件数が2件で、申請面積は41.27アール、新規です。

ですが、申請面積は50.00アール、更新となります。

さんですが、申請件数が2件で、申請面積は41.82アール、新規に申請となります。

さんですが、申請面積は18.84アール、更新で、こちらは使用貸借権の更新でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件を議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件についてお願いいたします。議案第6号についてご説明申し上げます。議案10ページをお開きいただきたいと思います。それとは別添で別添様式1、議案第6号ということで別添資料をつけさせていただいております。

それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の策定について、平成21年1月23日付農林水産省通知について農業委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成21年1月23日付で農林水産省から通知された「農業委員会の適正な事務実施について」、こちらにおいて農業委員会の事務が的確に実施されることを確保するための条件整備の一環として策定が義務づけられたものでございます。

内容について若干ご説明を申し上げます。本件は、平成27年3月の第26回総会におきまして点検評価の案ということでご説明して承認をいただき、市農業委員会事務局、両行政センターにおける縦覧に供し、またホームページに掲載をいたしまして、4月1日から4月30日までの間、農業者の方からの意見を求めました。その結果、意見等はございませんでした。

なお、1、法令事務に関する点検、2、事務に関する点検、（3）の農業生産法人からの報告への対応において……別紙の議案3ページになります。1、法令事務に関する点検、2、事務に関する点検、（3）の農業生産法人からの報告への対応において未報告であった法人からの報告がありましたので、報告しなかった法人数を修正いたしまして、冒頭に申し上げましたが、3月の総会時では案であったものを案をとった形で農業委員会の点検、評価ということで再度承認を求めるものでございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第7号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件を議題といたします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について、農業委員会の承認を求めるところでございます。提案理由といたしましては、議案第6号と同じく、農林水産省からの通知を受けまして、策定が義務づけられているものでございます。

内容についてご説明申し上げます。議案第7号についても、議案第6号と同じく、平成27年3月の総会におきまして案について承認をいただき、農業者の方の意見を求めたところ、こちらも意見等はございませんでした。このことから、案をとった形で農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画ということで再度承認を求めようとするものでございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第7号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案12ページ、13ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成27年4月1日から平成27年4月30日までで、5件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かございますか。

藤井委員。

○26番（藤井幸光君） 私のテリトリーの中で、去年からお話ししています例の件、局長もご存じだと思いますが、その後の進展はどうか。わかる範囲でお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、お願いします。

○事務局（在原浩一君） 違法転用の件でよろしいですか。埋め立てを先に始めてしまったところの...

...

○26番（藤井幸光君） もう1年やっているから、その経過を教えてください。

○事務局（在原浩一君） 工事の実施、まず一番最初に農地に戻すというところから始まるのですが、その関係で下水道課の用地が隣にありまして、戻すところを隣のその下水道課の用地を借りたいと。それについてはうちの所管ではありませんので、下水道に聞かなければいけないよということで、下

水道課、それから埋め立ての監視をする廃棄物対策課、それからうちのほうと当事者と集まりまして、工事については、個人でその場所を使うことに関しては、下水道課のほうは構わないと。ただし、目的外的利用ということで有料になるという、その辺の説明をいたしました。実際に早いうちに取りかかりたいということで、ただそのときの話で、4月いっぱいについてはちょっと事業者のほうの手が回らないという話から、時間を下さいというお話を伺っておりました。今のところまだ下水道課のほうに実際に借用の申し出が届いていないということなので、4月終わりましたので、連絡をした上で対応のほうをお願いしようと思っているところです。

以上です。

○26番（藤井幸光君） 実際に正規の申請が出ていないのですけれども、それをどういうふうにお考えですか。もう1年たったのですよ。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 今までの経過の中で、実際に事業者のほうは農地の状況に一度戻すというふうなお話でした。ですから、計画でいけば、資材置き場ですとか従業員の宿舎のようなものを建築したいというふうな意向はありますけれども、具体的にそれがいつになるのか、どういう規模でどういう形になるのかというのはまだ本人ははっきりしていないらしくて、正式な申請には至らないというふうな内容でございますので、とりあえず現在入っている土砂を一度どかして、もとの田んぼというふうな形に戻すというふうなことで現在進んでいるところであります。

○議長（中川喜一郎君） そのほか事務局のほうから何かございましたら。
局長。

○事務局長（佐久間泰利君） それでは、私のほうから川名委員の関係、4月27日に木更津の、市役所の業務上の法律相談の場所でございますので、そちらのほうに相談に行ってみてまいりました結果のほうを簡単に説明させていただきます。

お手元に資料のほうを配付いたしましたけれども、まず1番としまして、退職させることはできないのかというふうな質問を投げかけてみたところ、こちらからやめさせる執行的な手段は見当たらないというふうなことで、こちらについては進展がございませんでした。

2番としまして、報酬を受け取りながら欠席を続けていることに対して農業委員会としてけじめをつけたいと思いますがというふうなことの質問なのですが、公務員は民間のような雇用者ではなく、ある程度の身分が保障されており、解雇することはできない。欠席を理由として即解雇することはできないというようなご説明をいただきました。

その報酬の支払い方なのですが、地方自治法では報酬は実績で支出するのが望ましいというふうになっておりますけれども、今の市の条例ですと、皆さんの報酬は月額報酬というふうな形でお支払いをさせていただいております。こういう農業委員会の総会、それから各種会議、打ち合わせ、研修会、こういったものはその回数である程度判断できますが、皆さんはそれ以外に、農業者との相

談の対応ですとか、個人的な周辺農地のパトロールですとか、そういった数字では押さえられないことも従事していただいているのが現状ではないかと思えます。

これにつきましては、なかなかその実績でというふうな判断が難しいものでございますけれども、現在、農業委員の制度改正、こちらのほうが審議されて、近々新しい制度になるということで、そういう時期を一つの区切りといたしまして、市のほうの報酬を管轄している部署と打ち合わせをしながら、実際に実態に即した形で報酬の支払いというものを改正するように働きかけていきたいというふうに私どもとしては思っております。

それから、4番目としまして、辞職勧告を受けた後から会長または職務代理、事務局で6回ほど辞職を勧めてまいりましたが、こちらについて問題はないかというふうな質問に対して、同僚委員として任意で辞職を勧めることは全く問題がない。事務局としてはどうなのかというふうなことは、事務局として、事件を根拠として追及するのではなくて、報酬を得ながら総会を欠席しているということを理由に軟らかい文章表現で送付したらどうかというふうなアドバイスをいただきました。

それから、これは参考なのですけれども、6番目に事件に関与した責任についてはどうかというふうな質問に対しては、事件の内容から、川名委員は現金の受け取りを拒否しており、賄賂の報告義務はなかなか責め切れないというふうな弁護士さんの見解でございました。

それから、御園委員からちょくちょく出ております公務員の告発義務、こちらには該当するのかというふうな問いかけに対しては、農業委員として刑事訴訟法の告発義務は任意であって、確実に実行できるものではない。農業委員は公務員であるが、一般の職員ではないので、なかなか強く求められないだろうというふうな見解でございました。

それから最後に、8番目のところに参考で書かせていただいているのですけれども、まず農業委員は市民の代表として選挙で選ばれた人たちであることから、細かな罰則などはなかなか決められていないのが現状ではないか、みずから適切な判断で行動ができるものと考えているというのが法の趣旨というか、弁護士さんの見解でございました。ですから、先ほど4番目でもお話ししましたが、事務局として今後、報酬を得ながら総会欠席というものを理由として、文書によって委員のほうに通知をしたいというふうに考えております。

ご報告は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今の局長のほうからのお話について、何か質疑がありましたらどうぞ。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 高浦です。

農業委員会事務局として、6番目に事件に関与した責任はどうかと問いかけとありますけれども、質問の内容、川名委員は事件に関与したのですか。そういう認識で弁護士に質問をされたのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） ちょっとこれは要約してしまったので、こういう書き方になってしまい

ましたが、弁護士さんには当日、私どもが千葉地検で写してまいりました被告人の供述調書の金銭の授受の部分の写しをとりまして、持参して見ていただきました。これは、実際には閲覧が可能なものであるというふうなことで判断しまして、金銭の授受については、この部分について見ていただいて、事件と川名委員とのかかわりというふうなことで質問をしたものでございます。実際に現金の授受はそのとき本人は否定しているという状況で、今まで問題になってきた賄賂受け渡しの事実があったというこの報告義務、こちらについて質問してみたわけですが、なかなかその部分については責め切れないだろうというふうな回答をいただいたところです。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） まさにそのとおりだと思いますので、活字でこういうふうにして皆さんに報告する中ではより適切に慎重に言葉を書かないと、関与した責任ということになると、これまで篠原委員がいろいろな角度で質問、確認をされていましてけれども、まさに関与したというふうに捉えられますよ。私が関連させてもらった不正対策防止委員会の中でも、関与したという話は一切出ていなかったですよ、私の記憶では。もちろん報告書の中にもなかったですよ。あったのは、そういう行為があった中でなぜ農業委員会のほうに報告をしなかったのですか、その責任はありますよという言い方なのです。これは人権にかかわりますよ。それはきちんと考えて活字にしていかないと、これを見たら逆に訴えられますよ、川名さんから。そう思います。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） ご指摘の点、私どもちょっと軽率でありました。おわびいたします。今後注意したいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上ですね。

次に移ります。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

3月の総会において継続審議案件となっております申請人、株式会社 による川原井地先での太陽光発電施設についてですが、地元区での説明会、提出書類の不備などから、先月4月中の是正を指示、また是正ができなかった場合、申請を取り下げの旨の報告を4月の総会時にお話しさせていただきましたが、是正できなかったため、平成27年5月13日に取り下げ書の提出があり、取り下げとなりましたので、ご報告させていただきます。

○議長（中川喜一郎君） 以上のとおりです。

御園委員。

○21番（御園 豊君） 先ほどの弁護士の件なのですが、弁護士の見解では、ここに書いてあるとおり、告発義務はないと書いてありますけれども、農業委員会の先般から話しています講習会のテキストの中には告発義務があると。公務員としての告発義務があるという文言が書いてあるわけですが、この弁護士の言っているほうが正しいのか、講習会で受けたあの冊子の中に書いてある文言が正

しいものなのか。弁護士のほうが正しいとすれば、あの農業委員会の冊子のほうの文言が間違えていることになるかと思うのですが、そこら辺ひとつ確認をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 今御園委員のほうから確認をしてというふうなご指摘をいただきましたので、次回総会には確認後、その件について報告させていただきます。

○議長（中川喜一郎君） 宮嶋委員。

○12番（宮嶋十郎君） 今川原井の 申請が取り下げになったと聞いたのですが、現場はあのままの状態、あと周りを防止する措置をとるとか、そういうのはしないで、あのまま会社は撤退するということなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） きのう実はその申請代理人のほうがまた来まして、実際に問題になっていた点について説明会的な具体的な人を集めてはできなかったということなのですが、地元代表の方とかとお話をしている中で、やはり地元としてもあの状態で終わらされるのが一番困るという話から、話があったようなのですけれども、事業者のほうとしては、その辺の是正をもう一度やり直して、きちんと形にしたもので対応したいということで、この後継続した形で地元の説明、書類の受領を通して再度事業に取り組むというお話でございました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質問のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第28回農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、どうもお疲れさまでした。

午後4時34分 閉会